

# 入学試験情報

90年度入試における大きな特徴は、大幅な志願者増にありました。経済学部は総志願者数が、前年度比48パーセント増で1万名を突破し、開設2年目を迎えた外国語学部も、同34パーセントの増加率を示しました。また、外国語学部開設以来、女子学生の受験者が増加し、90年度入学者は13パーセントを女子学生が占めています。

91年度入試の主な変更点は左記のとおりです。経済学部の推薦試験に、特別推薦としてスポーツ推薦と指定校推薦が加えられました。また、外国語学部の一般試験では、試験科目から社会がはずれ、英語と国語の2科目となりました。この他、岡山、福岡、東京などへ新たに地方試験場を設けます。

その他、詳細につきましては入試課(〇五六二―四二一〇三三九)までお問い合わせ下さい。

## 〔1991年度入試要項〕

### □募集人員

- 経済学部 [経済学科450名  
商学科300名]
- 外国語学部 [英米語学科150名  
中国語学科50名]

### □一般入試 (入試日程)

学部	学科	試験日
経済	経済	2月1日(金)
	商	2月2日(土)
外国語	中国語	2月4日(月)
	英米語	2月5日(火)

### □推薦入試 (入試日程)

学部	募集区分	試験日
経済	特別推薦	11月17日(土)
	一般推薦	11月24日(土)
外国語	指定校	11月17日(土)

## 名古屋学院大学同窓会役員名簿

職名	氏名	生年
会長	岸飯伊	1968
副会長	田藤藤	1969
事務局長	岸飯伊	1970
書記	岸飯伊	1969
監査	岸飯伊	1980
幹事	岸飯伊	1969
幹事	岸飯伊	1971
幹事	岸飯伊	1970
幹事	岸飯伊	1975
幹事	岸飯伊	1968
幹事	岸飯伊	1969
幹事	岸飯伊	1969
幹事	岸飯伊	1969
幹事	岸飯伊	1970
幹事	岸飯伊	1971
幹事	岸飯伊	1971
幹事	岸飯伊	1971
幹事	岸飯伊	1972
幹事	岸飯伊	1973
幹事	岸飯伊	1973
幹事	岸飯伊	1974
幹事	岸飯伊	1975
幹事	岸飯伊	1976
幹事	岸飯伊	1977
幹事	岸飯伊	1978
幹事	岸飯伊	1979
幹事	岸飯伊	1980
幹事	岸飯伊	1980
幹事	岸飯伊	1981
幹事	岸飯伊	1983
幹事	岸飯伊	1984
幹事	岸飯伊	1984
幹事	岸飯伊	1985
幹事	岸飯伊	1985
幹事	岸飯伊	1986
幹事	岸飯伊	1988
幹事	岸飯伊	1989
幹事	岸飯伊	1989
幹事	岸飯伊	1990
幹事	岸飯伊	1990

## 名古屋学院大学同窓会会則

- 第1条 本会は名古屋学院大学同窓会と称する。
- 第2条 本会の事務所は愛知県瀬戸市上品野町1350名古屋学院大学内に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校発展充実に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  1. 会員相互の連絡、会員名簿およびその他前条の目的を達成するために必要な事業を行う。
- 第5条 本会の会員は正会員、特別会員の二種とする。
  1. 正会員は名古屋学院大学の卒業生。
  2. 特別会員は役員会の推薦により総会の承認を受けた者。
- 第6条 会員は次の事項によって資格を喪失する。
  1. 退会。
  2. 死亡および失踪宣告を受けた者。
  3. 除名。
    - イ. 本会の名譽を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき。
- 第7条 前条の事由その他いかなる理由においても既納の会費はこれを返還しない。
- 第8条 本会には次の役員を置く。
  1. 会長 1名
  2. 副会長 3名
  3. 幹事 各卒業年次から若干名
  4. 書記 2名
  5. 書記 2名
  6. 監査 2名
- 第9条 本会の会員の選出は次の方法による。
  1. 会長 役員会で選挙し総会の承認を求める。
2. 副会長 会長が指名し総会の承認を求める。
3. 幹事 各卒業年次の会員から、役員会において選ばれた若干名
4. 会計 会長選出方法と同じ。
5. 書記 会長選出方法と同じ。
6. 監査 会長選出方法と同じ。

- 第10条 顧問は学長および本会に功労があった者から役員会の委嘱により若干名置くことができる。
- 第11条 役員の仕事は次のとおりである。
  1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
  3. 幹事は会長の命により会務を執行する。
  4. 会計は会計事務を行う。
  5. 書記は会の記録等、必要な事務にあたる。
  6. 監査は会計事務について監査する。
- 第12条 総会が成立しない時は、総会の権限を代行することができる。
- 第13条 役員は役員会を組織し、この会則に従って業務を遂行する。
  2. 役員会は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決すところに従う。
  3. 前項の議決は、委任状の行使を妨げない。
- 第14条 総会を原則として毎年1回開催する。
  2. 会長が必要と認めるとき、臨時総会を開催することができる。
  3. 総会の議決は過半数をもって決す。可否同数のときは議長が決すところに従う。
  4. 前項の議決は、委任状の行使を妨げない。
  5. 総会において議決および承認する事項は次のとおりとする。
    - イ. 事業計画および収支予算、事業報告および収支決算、その他役員会において必要と認められた事項
- 第15条 本会の事務を処理するため事務局を置くことができる。
  2. 事務局長は役員会で選定し、委嘱する。
- 第16条 本会の目的を達成するため事業部を置くことができる。
- 第17条 この会の収入は次のとおりとする。
  1. 会費
  2. 事業に伴う収入
  3. 資産から生ずる果実
  4. 寄付金その他の収入
- 第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第19条 本会則に規定のない事項については役員会の決議によって定める。
- 第20条 この会則の変更は、役員会の議決を得て総会の承認を求める。

## 事務局報告

大学同窓会室開設に伴い左記のご寄付をいただきましたのでご報告いたします。

冷蔵庫、テレビ、ビデオ、ラジカセ、時計、絵画、厨房用品一式、観葉植物、書籍他。

## 会費納入のお願い

大学同窓会は、卒業生の皆様の会費で運営されます。

今回、会費納入をお願いするにあたって、振込用紙を同封させて頂きます。

一口以上のご協力を、お願い致します。

●年会費 一口 2,000円

※住所・勤務先等変更がありましたら同窓会事務局までご連絡下さい。

## 編集後記

盛夏のなか、同窓会室にて編集会議を行うこと数回、やっと入稿を迎え、一同安堵。創刊号として編集方針はどのようにもかたくならざるをえませんでした。

次号以降は会員の皆様方からの寄稿をお待ちしております。